森林組合系統運動方針
～JForest 能登森林組合ビジョン 2030～

令和4年6月

能登森林組合

JForest 能登森林組合ビジョン 2030

目　　次

Ⅰ　全体概要

Ⅱ　10 年後の夢・目指す姿

Ⅲ　取組内容

Ⅳ　目標設定

Ⅰ．全体概要

１．全国統一目標（スローガン）

～地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて～

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的社会的地位の向上に取り組んできた。

令和６年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税の活用に協力しつつ、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGs の達成に貢献していく。

その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の３つの課題に取り組むこととする。

（１）組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

（２）働く人の所得向上・就業環境改善

他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

（３）事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎え林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大や ICT の活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現する。

２．運動期間

令和 12 年度末まで

Ⅱ．10 年後の夢・目指す姿

１．能登森林組合の夢・目指す姿

・森林組合の役割を再認識し、素材生産量の増加と森林所有者の所得向上を図るとともに、ＩＣＴを活用した効率的かつまとまりをもった林産事業、森林整備事業を展開のうえ、地域内の県産材生産量の８割、森林整備事業の９割を担う。

・長期的な森林管理方針に基づいて、組合員所有森林を適切に管理するほか、市町と協働し、森林経営管理制度を活用の上、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を通じて地域社会に貢献し、森林・林業の社会的経済的地位の向上に寄与する。

・持続的な森林経営を基軸に主伐再造林を推進するとともに、木材の安定供給体制の構築に努め、県産材の需給に適応した生産・供給を展開し、森林組合が地域の森林・林業・木材産業の中心的存在であることを示す。

・ＥＳ（職員満足度）を高め、誇りと責任のある組織風土の醸成を図るとともに、人材の育成・確保を組織的に進め、必要人員を確保し、組合員ニーズに即した魅力あるサービスを提供の上、ＣＳ（組合員満足度）の向上につなげる。併せて、組合員との関係を深化させ、組合員がアクティブに森林組合の事業を利用する環境の整備を通じ、組合員をはじめとする森林所有者が森林を自発的な動機をもって所有する当事者意識を引き出す。

・労働災害ゼロを目指すほか、役職員の福利厚生を充実の上、安心・安全な職場を維持する。

Ⅲ．取組内容

項目１：県・市町と連携した地域森林管理体制の確立

（１）地域の森林管理方針（長期ビジョン）の協議

森林環境譲与税や森林経営管理制度により地域の森林管理における市町の役割が高まっていることを受け、地域の森林の長期的な管理方針について、「経済林」、「環境林」、「里山の広葉樹林」、「奥地の天然林」、「海岸防災林」にゾーニングし、それぞれの区分に応じた森林管理方針について、市町に提言・協議を積極的に行う。

（２）森林環境譲与税の有効活用

森林環境譲与税が森林整備や地域林業の担い手確保に資する施策に余すことなく活用されるよう、森林所有者を代表して使途に関する提言・要請を行うとともに、予算化された施策を推進する。

（３）森林経営管理制度の推進

森林経営管理制度が円滑に進むよう、対象地の選定、森林所有者への意向調査、所有者不明森林への対応等の取組強化を市町へ要望するとともに、市町と一体となって事業を展開する。

項目２：循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

（１）森林の適切な整備と災害対応

地球温暖化防止のための温室効果ガス削減目標の達成に加え、近年多発する気象災害を受けて森林の持つ国土保全･水源涵養などの機能に、国民･県民の期待が高まっている。このことを踏まえ、引き続き健全で豊かな森づくりに向け間伐等の森林整備と森林保険への加入を強力に推進する。また、災害発生時には、行政や電力･道路等重要インフラ管理機関と連携し、被害調査や孤立集落の支援、支障木除去などに貢献する。

（２）低コスト・循環型林業の確立

事務・管理を含めたコスト低減に向け、ドローンの本格的な活用とＩＣＴ技術の実践等を進めるとともに、効率的な施業体系の整備を進め、地域にあった低コスト・循環型林業に取組み山元立木価格の上昇を目指す。

これらの取組みを進める基盤として、石川県・市町と連携し、施業集約

化・森林経営計画策定の促進、林業専用道・森林作業道の整備を引き続き推進する。

（３）原木共同販売体制の構築と事業連携の推進

継続的に森林組合間連携を進め、大口需要先等への県産材の安定供給を展開するための体制整備、組織や地域の垣根を越えた職員・協力事業体間の交流等を進め、県産材生産量の拡大を図る。

また、大径材販売先の開拓、効率的な原木流通体制の構築、高性能林業機械の増設など、更なる増産体制の強化を図る。

項目３：高度人財の確保・育成

（１）職員の新規採用と人財育成

令和 2 年度 3 月末での常勤役職員数（現場技能者を除く。）は 33 名、現場技能職員数は 71 名であり、県産材生産量の拡大、森林経営管理制度等への対応など、森林組合に対する期待が多様化している状況では十分な人員体制であるとはいえない。

このため、関係機関と連携し、在職者の資質向上やＩＣＴ等を活用した効率化、協力事業体を含めた人事の交流を推進するほか、新卒者や異業種・移住希望者等に対し、奥能登地域と林業の魅力を発信するなど、積極的なアプローチを展開する。

（２）森林施業プランナー・森林経営プランナーの育成

森林施業プランナーの能力向上に資するための研修会を関係機関と連携して実施するほか、主伐・再造林を含めた長期的な森林整備計画や県産材の有利販売、事業体間の連携などの業務を担う森林経営プランナーの育成を通じて森林組合の収益力の一層の強化に貢献する。

（３）現場技能者の地位向上・労働災害の撲滅

働きがいのある職場づくりや新規就業者の定着率向上を目指し、労働災害の撲滅をはじめ、各種作業の労働負荷の軽減、福利厚生の充実、他業種に負けない賃金水準の確保、安全作業技術習得のための研修等の実施に取り組む。

また、全役職員の知識・技術の向上、資格取得を奨励するほか、やりがいを持ってその能力を最大限に活かすことができるよう能力・業績などを客観的に評価する能力評価を引き続き実施し、働く意欲の向上、役職員のスキルアップを図る。このほか、「緑の雇用」事業を活用し、計画

的かつ効果的に現場技能者の知識・技能の向上に務めるなど、組織的に貢献する人材育成の取組みを実施する。

項目４：協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

（１）組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応

森林組合及び所有森林に対する組合員の関心を高めるためには、組合員ニーズを捉える必要があることから、地区座談会等を積極的に開催し、組合員との情報交換を綿密に実施し、多様化する組合員ニーズを汲み上げた事業展開の実施を目指す。

また、主伐再造林を着実に進めるため、優良苗木等資材を系統機関と連携して安定供給する。

（２）森林組合経営の強化・健全化

改正森林組合法で盛り込まれた販売事業や法人経営等に関し実践的な能力を有する者の理事登用を進めるとともに、県内の系統組織間の連携強化等を目的に設置した石川県森林組合連携協議会を通じ、諸課題等の解決、情報の共有化、各森林組合の経営動向に関する情報交換等行い、連携体制の更なる強化を図る。

また、事業経費、一般管理費の徹底管理と節減に努め、継続して事業利益の確保に努める。

（３）コンプライアンス態勢の強化

全ての役職員が「不適正事案を撲滅する」という強い意志をもってコンプライアンス態勢を強化する体制づくりに貢献する。具体的には、内部統制（ガバナンス）の強化に向けて、内部監査の導入、専門家監事の登用、継続的な研修の実施等を進めるとともに、これらの事項について定着を推進する。

項目５：国民生活及びSDGsへの貢献

（１）SDGs宣言の実施

国民・県民の森林に対する期待は、山崩れ、洪水、地球温暖化の防止や水源の涵養をはじめ、野生動植物の生息、木材の生産、森林リクリエーションなど多岐にわたる。森林環境譲与税は広く国民から徴収され、その使途について森林組合系統も説明責任を負っていることを自覚し、地域住民はもちろんのこと、都市部の住民も含めた期待に応えていく。

こうしたことを踏まえ、「SDGs宣言」を行い、役職員一丸となってSDGs達成に貢献するとともに、合法木材証明や森林認証の取得・継続に取り組む。加えて、森林組合の事業活動の多くがSDGsに密接につながっていることについてマスメディア等を通じ積極的にアピールし、森林組合の認知度や社会的意義への理解を高める広報活動を展開する。

（２）異業種との連携

全国でＪＡ、ＪＦのほか生協等の異業種の協同組合や商工会、商工会議所等との連携が広がっていることを受け、本県においても引き続き関係団体との交流・連携を積極的に進め、森林組合の活躍の場を広げる。

Ⅳ　目標設定

			令和２年度 現状	令和７年度 目標	令和 12 年度 目標	備考
基本情報	職員数（現場技能者除く）		32 人			◇
	現場技能者数		71 人			◇
数値項目	新植面積		6ha	50ha	100ha	◆
	間伐面積	切捨	132ha	150ha	180ha	◆
		利用	331ha	370ha	450ha	◆
	主伐面積		5ha	40ha	80ha	◆
	林産事業量	主伐	2，700m3	23，000m3	42，000m3	◆
		間伐	37，500m3	39，000m3	48，000m3	◆
	販売事業量		520m3	1，000m3	1，500m3	◆
	林産・販売事業量のうち連合会を通じた販売量		28，000m3	47，000m3	70，000m3	◆
	森林施業プランナー認定者数		15 人	17 人	20 人	◇
	森林組合監査士資格取得者数		2 人	5 人	7 人	◇
	休業４日以上死傷病発生人数		2 人	０人	０人	◆
	事業利益		37，465 千円			◆
	経常利益		41，308 千円			◆
	当期剰余金		34，476 千円			◆
取組有無項目	常勤理事の設置		◎			◇
	若年層（60 歳未満）理事の就任		－			◇
	女性理事の就任		－			◇
	ホームページ（SNS 含む）の運用		◎			◇
	森林経営プランナーの設置					◇
	SDGs 宣言の実施					◇

※◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の実績を示す。例えば「森林施業プランナー認定者数」は当該年度に認定を取得した人数ではなく、当該年度末に在籍している認定プランナーの数となる。

※「休業４日以上死傷病発生人数」は全国統一でゼロを目標とする。「事業利益・経常利益・当期剰余金」は黒字決算を目標とし、数値目標の設定は行わない。

※取組有無項目については当該年度末において実施済の場合○とする。 ただし、「常勤理事の設置」については、代表理事の場合◎、代表権の無い理事の場合○とする。また、「ホームページ（SNS 含む）の運用」については、１年以内に更新している場合◎、更新されていない場合○とする。

※「SDGs 宣言の実施」及び「森林経営プランナーの設置」は令和３年度以降の取組のため令和２年度の実績はなし。